

横須賀市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、横須賀市広告掲載要綱第3条に掲げる広告の範囲について基準を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(掲載範囲の基準)

第2条 次の各号に定める基準に該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

ア 整体院、カイロプラクティック、エステティック等に該当するもの

(2) 法令等に違反し、又はそのおそれのあるもの

ア 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに関するもの

イ 広告表示内容について、法令等又は公正取引委員会及び各行政機関による指導又は表示に関する公正競争規約等に反するもの

(具体例)

- ① 病院、診療所、助産所については、医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- ② 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- ③ 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）については、薬事法を遵守すること。
- ④ いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品については、健康増進法及び食品衛生法を遵守すること。
- ⑤ 有料老人ホームについては、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」及び別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」を遵守し、所管都道府県の指導に基づくものとする。また、公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。
- ⑥ 介護老人保健施設については、介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- ⑦ 動物取扱業については、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年環境省告示第20号）を遵守すること。

(3) 人権侵害となるもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - イ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
 - ウ 政治、経済、文化、社会、その他の諸問題についての主義主張
 - エ 個人又は法人の名刺広告
 - オ 自己の売名を図るもの
 - カ 国内世論が大きく分かれているもの
- (5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大広告に該当するもの
 - イ 虚偽の内容又は誤認を招く表現にあたるもの（比較広告にあつては、その根拠を明らかにすること）
 - ウ 法令等で認められていない商法
 - エ 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - オ 広告内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告主自らが物品の販売及び役務の提供等を行わず、他の事業者を紹介する内容のもの

(具体例)

 - ① インターネットにおけるショッピングサイト
 - ② 紹介サイト及びこれに類するもの
- (6) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 広告内容に無関係又は必然性のない水着姿及び裸体姿
 - イ 暴力、犯罪、ギャンブル等を肯定又は助長するもの
 - ウ 性に関する表現で、青少年の保護及び健全育成に反するもの
 - エ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (7) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
 - ア 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ウ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - エ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - オ 社会的に不適切なもの
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
 - ア 横須賀市屋外広告物条例に違反するもの

(ホームページに関する基準)

第3条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(相談窓口)

第5条 別表の1～7に掲げる事項に関する広告については、その表示内容等について法令等による規制があるため、広告媒体所管課は、広告掲載希望者からこれに該当する広告原稿案の提出を受けたときは、同別表に掲げる担当課とあらかじめ協議した後、横須賀市広告審査委員会に諮るものとする。

2 別表の8に掲げる屋外広告については、横須賀市屋外広告物条例による規制があるため、広告の規格や位置等を決定する際に、同別表に掲げる担当課とあらかじめ協議するものとする。

附則

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成26年5月1日から施行する。

2 改正後の横須賀市広告掲載基準の規定は、平成26年5月1日以降に募集する広告について適用し、同日前に募集した広告については、なお、従前の例による。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	事項	担当課（協議先）
1	医事薬事関係	健康部保健所健康づくり課
2	食品関係（食品衛生） （栄養表示）	健康部保健所生活衛生課 健康部保健所健康づくり課
3	有料老人ホーム関係	福祉部指導監査課
4	介護老人保健施設関係	福祉部指導監査課
5	動物取扱業関係	健康部保健所生活衛生課
6	選挙関係	選挙管理委員会事務局選挙管理課
7	消費者関連法関係	横須賀市消費生活センター
8	屋外広告関係	都市部まちなみ景観課